

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	特別支援教育就学奨励費負担金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県教育委員会は特別支援教育就学奨励費負担金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県教育委員会

公表日

令和7年7月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費負担金の支給に関する事務
②事務の概要	(概要)「特別支援学校への就学奨励に関する法律」及び「神奈川県特別支援教育就学奨励費支給要綱」に基づき、特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、特別支援学校への就学のため必要な経費について支給する。 (内容)特別支援教育就学奨励費の支弁区分の決定及び保護者への支給
③システムの名称	特別支援教育就学奨励費システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表38の項 番号法第22条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ナ、第44条第1号ナ 【情報照会】 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育局支援部特別支援教育課
②所属長の役職名	特別支援教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111内線3720 神奈川県教育局支援部特別支援教育課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111内線8290
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県教育局支援部特別支援教育課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111内線8290
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことが出来る端末、職員参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	事務の概要	(概要)「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、特別支援学校への就学のため必要な経費について支給する。	(概要)「特別支援学校への就学奨励に関する法律」及び「神奈川県特別支援教育就学奨励費支給要綱」に基づき、特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、特別支援学校への就学のため必要な経費について支給する。	事後	
令和1年6月27日	対象人数・取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	リスク対策		記載のとおり	事後	新様式への変更による追加
令和2年10月14日	対象人数・取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年8月18日	対象人数・取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月18日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒231-8509 神奈川県横浜市中区日本大通33	〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1	事後	
令和3年8月18日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒231-8509 神奈川県横浜市中区日本大通33	〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1	事後	
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二項番26及び87 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ネ、第44条第1号ネ 【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二項番37 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番26及び87 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ナ、第44条第1号ナ 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番37 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条	事前	番号法改正に伴う変更
令和4年7月8日	システムの名称	Microsoft Excel、団体内統合宛名システム、中間サーバー	特別支援教育就学奨励費システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和4年7月8日	対象人数・取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年8月22日	対象人数・取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年6月4日	対象人数・取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年7月15日	項番 I 関連情報3. 法令上の根拠について	番号法第9条第1項 別表第一 項番26	番号利用法第9条第1項 別表38の項	事後	番号利用法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	項番Ⅰ関連情報4. ②法令上の根拠について	【情報提供】・番号法第19条第8号 別表第二項 番26及び87	【情報提供】番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項	事後	番号利用法改正に伴う変更
令和7年7月15日	項番Ⅰ関連情報4. ②法令上の根拠について	【情報照会】・番号法第19条第8号 別表第二項 番37	【情報照会】番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項	事後	番号利用法改正に伴う変更
令和7年7月15日	対象人数・取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年7月15日	項番Ⅳリスク対策8. 人手を介在させる作業について		【十分である】特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	新設
令和7年7月15日	項番Ⅳリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策について		【6】自庁システムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことが出来る端末、職員参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。	事後	新設